

2 No.465
2025年
月号

もりやま商工ジャーナル

守山商工会議所

儲かる 使える 損しない ビジネスに役立つ情報をお届け!

あすのたね

仕入価格の上昇 金融環境の変化
外部情勢の変動は2025年も続く
賃上げを起点に消費・企業の売上増加に期待

特集
P2~5

2025年の
中小企業の景況見通し



▲もりやまいちで
気球搭乗体験するもーりー
@守山小学校グラウンド

相談無料です。お気軽にご利用ください。

●相談無料 ●予約制

法律相談

日時：2月28日(金) 10:00 ~ (30分単位)
相談員：平柿法律事務所

事業承継 等相談

日時：2月20日(木) 10:00・11:30・13:00・14:30
相談員：滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

知的財産 等相談

日時：2月5日(水) 13:30・14:30・15:30
相談員：INPIT滋賀県知財総合支援窓口

時間外労働の削減や各種助成金など働き方改革に関する相談は、滋賀働き方改革推進支援センターへ。社会保険労務士等の専門家が無料でサポート。

☎ フリーダイヤル 0120-100-227

topic

8 もーりーの気になる事業所 拡大版

老朽化した工作機械を蘇らせる現代の名工
三和精機株式会社 製造本部

10 令和7年4月と10月に育児介護 休業法が改正されます!

糀谷社会保険労務士事務所 糀谷博和氏

14 あなたの経営課題「専門家相談」 で解決します!

ライズヴィル都賀山

☎ 上記相談のお申し込みお問い合わせは指導課まで TEL 077-582-2425

特集

2025年の中小企業の景況見通し

2024年の中小企業は、仕入価格の上昇や金融環境の変化など、外部情勢の変動に左右されました。2025年も同様の動きは続くと考えられます。中小企業は2024年をいかにして乗り切り、2025年に向かってどのように備えているのでしょうか。中小企業を取り巻く環境の変化と、その対処方法について、日本政策金融公庫総合研究所が実施した「中小企業景況調査」および「2025年の中小企業の景況見通し」調査結果から解説します。

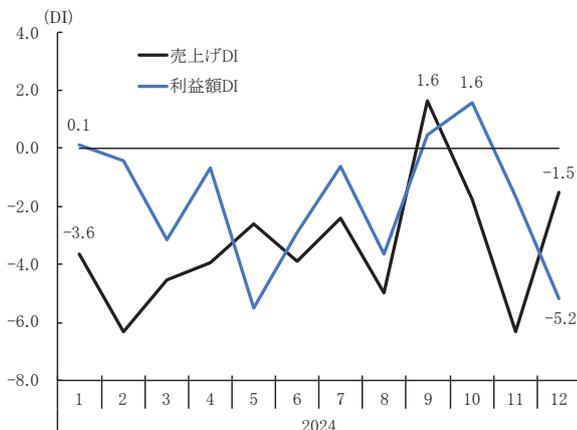
1 2024年を振り返る

「中小企業景況調査」は日本政策金融公庫中小企業事業の取引先のうち、三大都市圏（首都圏、中京圏、近畿圏）の中小企業900社を対象として、毎月実施している調査です。調査項目は、売上げや利益額、価格などです。前月からの変化を尋ねており、「増加」や「上昇」と回答した企業の割合から、「減少」や「低下」と回答した企業の割合を差し引いた値を、DIとして公表しています。

まず、2024年の中小企業の業況を、各種データをもとにみていきましょう。

売上げDIは、1月の-3.6を皮切りに0を下回った状態が続きます（図-1）。9月こそ1.6とプラスに転じましたが、8月に猛暑や自然災害などの影響で低下した反動と考えられます。10月、11月は再び低下したあと、12月は持ち直しています。外部環境の変化に売上げが大きく左右されたことが2024年の特徴といえます。

図-1 売上げDI、利益額DI



資料：日本政策金融公庫総合研究所「中小企業景況調査」（図-2も同じ）

（注）1 売上げDIは前月比で「増加」-「減少」企業割合（季節調整値）。

2 利益額DIは前月比で「増加」-「減少」企業割合（季節調整値）。

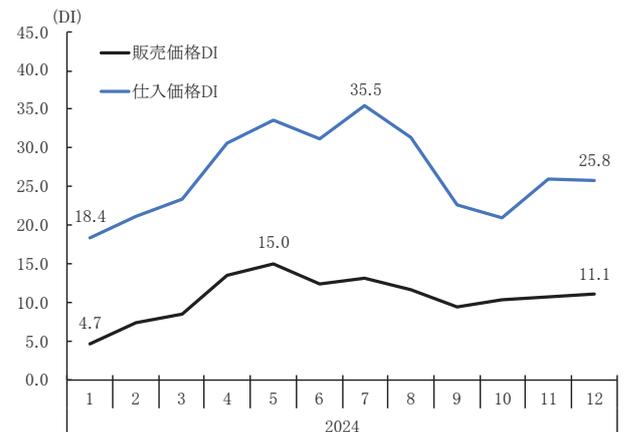
利益額DIもみてみましょう。1月は0.1とプラスのスタートでしたが、その後はマイナスが続きました。

秋頃に売上げDIの動きに沿って上昇し、10月には1.6となりました。その後、再びマイナスへと転落しています。利益の確保に苦しむ1年だったようです。

利益は売上げのほかに、販売価格と仕入価格にも影響されます。そこで、販売価格DIと仕入価格DIをみてみましょう。

販売価格DIは、1月の4.7から5月の15.0まで上昇しました（図-2）。しかし、仕入価格ほどの上昇幅ではありません。調査先からは、値上がりのペースに転嫁が追いつかないというコメントがありました。一方で、シェアが減ってしまうかもしれない、販売価格を上げられないといった声も寄せられています。価格転嫁に悩む中小企業は少なくないようです。

図-2 販売価格DI、仕入価格DI

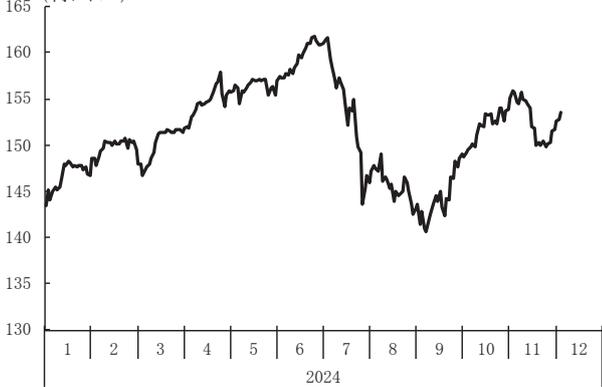


（注）1 販売価格DIは前月比で「上昇」-「低下」企業割合。

2 仕入価格DIは前月比で「上昇」-「低下」企業割合。

仕入価格は、1年を通じて為替に振り回されました。DIの推移を追うと、1月は18.4と、直近のピークである72.8（2022年4月）よりかなり低い水準でした。しかし、為替が、2024年6月に1ドル160円を超え、38年ぶりの円安となったことから（図-3）、7月には35.5まで上昇しました。為替の変動が落ち着いた秋ごろに低下しましたが、11月のアメリカ大統領選挙の結果を受けて再び円安が進んだため、12月には25.8まで上昇しています。

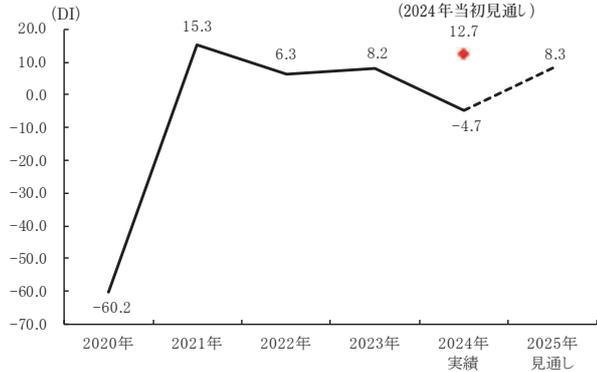
図-3 為替相場



資料：日本銀行「外国為替相場状況（日次）」
 (注) 東京市場の17時時点。

続いて「2025年の中小企業の景況見通し」調査の結果を取り上げます。2024年11月に実施した「中小企業景況調査」に合わせて行ったもので、業況や価格、金融などの項目について、2024年の実績と2025年の見通しを尋ねています。前年からの変化について「改善」や「増加」と回答した企業の割合から、「悪化」や「減少」と回答した企業の割合を差し引いた値を、DIとして公表しています。

図-4 業況判断



資料：日本政策金融公庫総合研究所「2025年の中小企業の景況見通し」
 (以下断りのない限り同じ)
 (注) 前年比で「改善」－「悪化」企業割合。

2024年実績の業況判断DIは-4.7と、2020年(-60.2)以来4年ぶりのマイナスとなりました(図-4)。前年調査における2024年当初見通し(12.7)からも大きく下振れています。すでにみたとおり、2024年は、売上げは伸び悩み、価格転嫁を十分に行えなかったため、利益が増えないという、中小企業経営にとっては厳しい1年となりました。それを受けて業況判断も大きく低下しています。

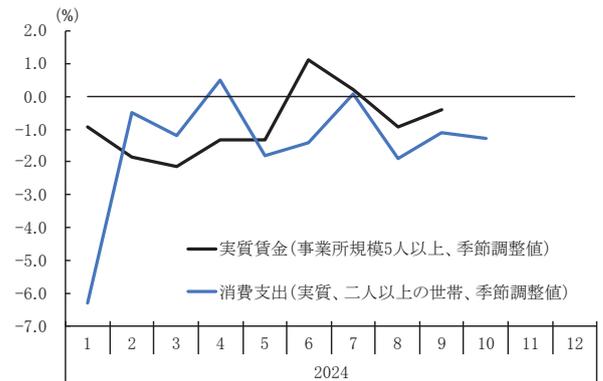
表-1 業況判断に影響を与えた要因
 (三つまでの複数回答、それぞれ上位9項目)

	(単位：%)	
	改善要因	悪化要因
国内需要の動向	73.5	84.1
製・商品の販売価格の動向	52.2	26.8
主要原材料等の仕入価格の動向	19.5	44.9
海外経済の動向	15.0	22.5
政府予算の増減や補助金等の政策	8.0	0.7
外国為替相場の動向	7.1	14.5
原油・エネルギー価格の動向	6.2	20.3
採用・雇用環境の動向	6.2	12.3
訪日外国人観光客の需要動向	6.2	0.7
その他	5.3	8.7
金利の動向	2.7	6.5

(注) 1 改善要因は、2024年の業況判断を「改善」と回答した先に尋ねたもの。
 2 悪化要因は、2024年の業況判断を「悪化」と回答した先に尋ねたもの。

業況判断に影響を与えた要因を深掘りしてみましょう。業況が「改善」または「悪化」と回答した企業にその要因を複数回答で尋ねた結果では、いずれも最も割合が高かったのは「国内需要の動向」でした(表-1)。ただし、「改善」企業における割合(73.5%)は、前年調査の77.3%から低下しています。一方、「悪化」企業における割合は84.1%と、前年調査の72.3%から11.8ポイント上昇しています。国内需要の減退が、業況判断を悪化させた最大の要因といえそうです。

図-5 実質賃金、消費支出(前年同月比)



資料：厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「家計調査」

需要の弱さの背景には、消費意欲の低迷があります。家計の消費支出は、賃上げやボーナスの影響で、4月および7月に前年同月比でプラスとなったものの、ほかの月ではマイナスとなりました(図-5)。消費を抑える要因は、実質賃金が上がらないことでしょう。ボーナスの効果があった6月、7月を除き、前年同月比でマイナスが続いています。

2 2025年の業況判断の見通しと期待要素

ここからは、中小企業が2025年をどうみているか解説します。先に示した図-4では、2025年見通しの業況判断DIIは8.3となっています。回答割合の内訳をみると、「改善」の割合はさほど上昇していませんが、「悪化」の割合が11.8ポイント低下しています。改善するとみている企業が増えているというよりは、これ以上悪化しないだろうという企業が増えているようです。中小企業は2025年に向けてどのような点に期待しているのでしょうか。

表-2 業況改善に向けて2025年に期待する要素 (上位9項目)

(単位：%)	
円高による輸入製・商品等の価格の低下	20.2
原油価格の下落によるコストの低下	20.0
株高や所得の増加による消費マインドの改善	14.6
円安に伴う、取引先の生産・調達の国内回帰	13.8
政府・公共団体等の各種政策・予算の執行	13.0
海外景気の回復による外需の増加	8.7
円安による輸出の増加	4.0
訪日外国人観光客の需要増加	1.3
その他	4.5

(注) 業況が改善するために最も期待する要素を択一式で尋ねたもの。

業況改善に向けて2025年に期待する要素を尋ねた結果、最も割合が高くなったのは「円高による輸入・製商品等の価格の低下」(20.2%)でした(表-2)。次いで「原油価格の下落によるコストの低下」(20.0%)でした。およそ4割の中小企業がコストの低下を期待していることがわかります。

為替は、図-3に示したとおり、1ドル150円前後を推移しています。調査先からは、120円～130円まで円高となることが望ましいといった意見もありましたが、なかなか実現は難しそうです。原油価格は為替のほかにも産出量に左右されます。価格維持を目的とした産出制限は続くとみられます。エネルギーコストが下がらない可能性は大いにあることを頭に入れておいたほうがよいでしょう。

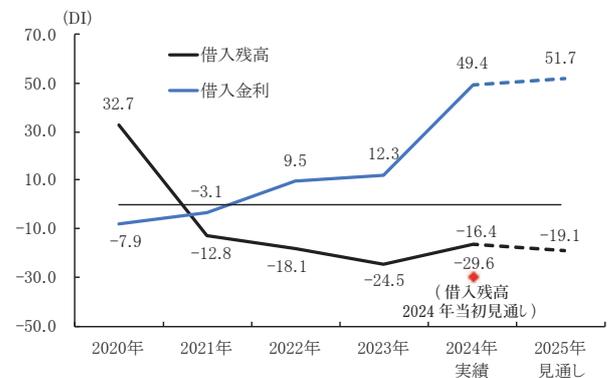
3番目に高くなったのは「株高や所得の増加による消費マインドの改善」(14.6%)です。国内需要の回復を期待している企業が多いようです。図-5のとおり、実質賃金は6月、7月にはプラスとなりました。2025年春闘の結果次第ではありますが、賃上

げが続けば、消費者の態度も上向いていくと考えられます。賃上げを起点に、消費も企業の売上げも増加する、正のサイクルが回っていくと期待されます。

3 2025年に向けた不安要素

「2025年の中小企業の景況見通し」調査の結果からは、新たな不安の種が生じていることがみえてきます。それは、借入残高と借入金利です。

図-6 借入残高、借入金利



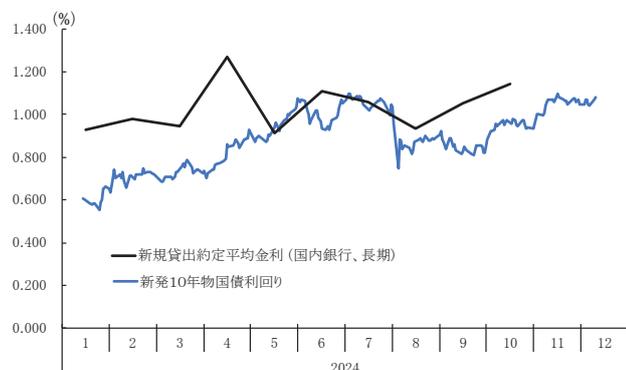
(注) 1 借入残高DIIは前年比で「増加」-「減少」企業割合。
2 借入金利DIIは前年比で「上昇」-「低下」企業割合。

借入残高DIIは、前年比で「増加」したと回答した企業の割合から、「減少」したと回答した企業の割合を差し引いて算出します。2020年の32.7から2023年の-24.5までは一貫して低下していましたが(図-6)。しかし、2024年は-16.4と一転上昇しました。借入が増加した企業が増え、減少した企業が減っていることを示しています。

前年調査における2024年当初見通し(-29.6)からも大きく上振れています。中小企業は需要の減退やコストの上昇という事態に直面し、予定にはない借入をせざるを得なかったようです。2025年のDIIはわずかな低下にとどまる見通しです。借入残高の圧縮は一筋縄ではいかないようです。

借入金利は2020年の-7.9から一貫して上昇しています。2024年からは伸びが加速し、2025年の見通しは51.7となっています。2024年3月に日本銀行がゼロ金利政策を解除しました。リスクフリーレートである新発10年物国債金利は上昇しています(図-7)。それに伴い、新規貸出約定平均金利も上昇しています。すでに多くの中小企業が、金利上昇の影響を受けています。

図-7 新発10年物国債金利、新規貸出約定平均金利（国内銀行、長期）



資料：日本相互証券ホームページ、日本銀行ホームページ

(注) 新規貸出約定金利（長期）は月中平均（月1回発表）。国内銀行では貸付期間1年以上の全貸付が対象。個人向け、企業向け、政府向け、変動金利のものを含めた加重平均。

表には示していませんが、2025年に向けた経営上の不安要素を複数回答で尋ねた結果では、「金融動向（金利上昇、調達難）」の回答割合が20.6%となりました。これまで借入金利が低かった時期が長く続きました。「金利ある時代」の到来に身構えている中小企業が多いようです。

4 2025年に向けて注力する分野

国内需要の減退やコストの上昇、金融環境の変化など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。各企業はこの難局を乗り越えるため、どのような取り組みを行っていくのでしょうか。

経営基盤を強化するために注力する分野を複数回答で尋ねた結果では、「人材の確保・育成」（65.6%）が最も高くなりました（表-3）。次いで「営業・販売力の強化」が64.9%となり、3番目は「販売価格引き上げ、コストダウン」（44.7%）となりました。これらは独立したものではなく、一体として注力すべき分野といえます。例えば、販売価格の引き上げには、取引先に値上げを受け入れてもらうための交渉が欠

かせません。そのためには、なぜ値上げが必要なのか、どの程度の上げ幅でなければならないかということ、説得力をもって語らなければなりません。このようなタフな交渉に臨める、従業員の確保・育成も求められます。実際に、調査先からは「これまでずっと値上げをしてこなかった。交渉できる人間がいないため、引退した役員を呼び戻し教育にあてている」といった声が寄せられています。

表-3 経営基盤の強化に向けて注力する分野（三つまでの複数回答、上位9項目）

(単位：%)

人材の確保・育成	65.6
営業・販売力の強化	64.9
販売価格引き上げ、コストダウン	44.7
財務体質の強化（借入金返済等）	17.7
技術・研究開発の強化	16.5
供給能力の拡充（設備増強等）	15.9
自社ブランドの育成・強化	14.8
ITの活用・促進	13.4
新製商品・サービスの開発、新規事業の立ち上げ	12.6

金融環境の変化という新たな不安を受け、「財務体質の強化（借入金返済等）」（17.7%）は4番目につけています。こちらも一体として取り組む必要があります。営業力・販売力を高め、値上げをし、売上げを増加させる。コストダウンを図り利益率を高める。そうして生み出した利益で借入金を返済する。資金繰りに余裕が出てきたら人材の育成へと投資し、さらなる営業力の強化につなげる。そんな好循環の実現が期待されます。

2024年に続き、2025年も外部環境の変化は激しくなると予想されます。難局を乗り越えられるように、一体感のある取り組みで自社に力をつける、そのような1年を目指してみるのもよいでしょう。



日本政策金融公庫 総合研究所
中小企業研究第一グループ 主任研究員 大橋 創

2008年中小企業金融公庫（現・日本政策金融公庫）入社。宇都宮支店、静岡支店などを経て、2021年9月より現職。中小企業診断士。

2月のスケジュール



お知らせ

MORIYAMA

1 土	
2 日	
3 月	
4 火	正副会頭会議 商業部会 役員会
5 水	知的財産等相談 令和6年度優良従業員表彰式
6 木	企業内人権研修会
7 金	
8 土	
9 日	
10 月	
11 火・祝	建国記念の日
12 水	工業部会 交流事業
13 木	
14 金	
15 土	
16 日	
17 月	令和6年度会員交流会
18 火	常議員会 青年部 ビジネスアカデミー
19 水	工業部会 市長との懇談会
20 木	事業承継等相談
21 金	商業部会 講演会
22 土	↓ 建設部会 視察研修
23 日・祝	↓ 建設部会 視察研修 第169回日商簿記検定 天皇誕生日
24 月・祝	振替休日
25 火	
26 水	
27 木	
28 金	法律相談

商業部会主催 講演会

集客と採用に効く。 YouTube/TikTok/ Instagram/LINE 活用術

会社・サービスの周知を行うのに欠かせないSNS。でもどこから手を付けたらいいかわからない、効果がでるかわからない。そんな困りごとを滋賀県の実例を通して学ぶ集客と採用に効くSNS広報術となります。

2月21日(金)

第1部 セミナー

時間 16:00 ~ 17:30
会場 守山商工会議所
参加費 無料
特典 専門家との
無料個別相談(後日)

講師



しがとせかい(株)
代表取締役
中野龍馬氏

第2部 懇親会

時間 18:00 ~ 20:00
会場 料理旅館えり市
参加費 7,000円(当日徴収)

詳細はHPまたは折込チラシをご覧ください。

<https://moriyama-cci.or.jp/2025/01/16/syogyo20250221/>



令和6年度 守山商工会議所 会員交流会

新入会員様
大歓迎

会員相互の親睦と交流に! 会議所活動の理解と企業活動の活性化に!

日時 令和7年2月17日(月) 18:00~20:00

会場 チカ守山(守山市梅田町2-1-1)

内容 事業所PRタイム、名刺交換会、大抽選会 他

対象 会員事業所の事業主、役員、そのご家族、従業員

参加費 5,000円

※令和2年4月以降入会の新入会員は2,000円

詳細並びにお申込みはHPまたは折込チラシをご確認ください。

<https://moriyama-cci.or.jp/2024/12/02/kaiinkouryu202402/>



お申込み

守山市駅前総合案内所からのお知らせ

文化をつなぐ会 / ニューイヤーコンサート開催!

2月23日(日) 13:30から15:10
場所: 守山市駅前総合案内所 2Fフロア

クロマティックハーモニカやオカリナ、ウクレレ、ヘルマンハーブ、大正琴などの楽器でいろいろなジャンルの音楽を演奏します。

演奏予定曲: さくらさくら、テネシーワルツ、時代、トップオブザワールド、異邦人など

詳しくは守山市駅前総合案内所
にお問合わせください。

他 今日からはじめるひとり広報教室「採用編」 12/11(水)

場 所：守山市役所

昨今の人材不足を解消するため、採用広報について学びました。当日は、広報活動による採用の好事例として高島市のSAWAMURA コーポレート統括部次長の河本氏より取組みについてお話しいただいたほか、SAWAMURA 代表取締役の澤村氏や株式会社いるあわせの北川氏、しがとせかい株式会社の中野氏を交えディスカッションや、参加者同士でのグループワーク等を行い、今後の採用活動の参考となる大変有意義なセミナーとなりました。



▲採用広報について話される登壇者ら

部 サービス部会 ショート動画コンテスト2024 結果発表会 12/17(火)

今年で3回目となる動画コンテストは、「自社の魅力発信」をテーマに、9月1日から10月31日までの期間に作品を募集し、結果として、23作品のご応募をいただきました。

結果発表会では、入賞作品の発表および、映像のプロである審査員の方々に各応募作品に対するご講評をいただきました。

入賞作品だけでなく、どの応募作品も、応募事業所様の熱意と想いが込められており、魅力的な内容です。当所の公式ウェブサイトにてご覧いただけますので、ぜひご覧ください。

※敬称略

最 優 秀 賞：琵琶湖レークサイドゴルフコース

優 秀 賞：博善社印刷株式会社

優 良 賞：堀久餃子本舗

特別審査員賞：Steak & Grill OKAKI守山店、
まーる音楽教室

ネクストバズリ賞：テーマパークダンススクールPrime

応募作品はこちら

https://moriyama-cci.or.jp/2024/12/23/short_douga2024/



他 もりやまいち 12/22(日)

場 所：旧中山道守山宿一帯

もりやまあるあるカルタ大会や御陣乗太鼓の演奏などたくさんのイベントを実施し、約16,000人の来場者で賑わいました。

また、1月19日(日)には、もりやまいち復活30回目を記念した気球搭乗体験を守山小学校グラウンドで実施し、抽選で選ばれた約100人の方がフライトを楽しめました。

青年部

もりやまいちにてブース出展を行い、お餅やココアの販売を行いました。また、多くの方に青年部の活動を知っていただくために、第13代もりやま卑弥呼の鹿島琴美さんと青年部メンバーが邪馬台国近江説PR活動を行いました。子どもから大人までたくさんの方にブースにお立ち寄りいただきました。

他 令和7年 年賀交歓会 1/6(月)

場 所：守山市役所 1階多目的ホール

守山市との共催で、昨年に引き続き守山市役所で開催しました。当所会員事業所をはじめ、行政や自治会・各種団体等の関係者が一堂に会し、新年の門出をお祝いしました。



▲年頭の挨拶をする大崎会頭

部 工業部会 守山市商工観光課との意見交換会 1/15(水)

11月14日に続き、今年度2回目の守山市商工観光課との意見交換会を開催いたしました。

今回の意見交換会は多くの事業所で課題として挙げられた人材確保の問題にテーマを絞り、参加事業所と行政・商工会議所で意見交換やアイデアを出し合う大変有意義な会となりました。



▲意見を交換する商工観光課と工業部会員

会員事業所訪問
 もーりー
 気になる
事業所
 拡大版




▲蓄積された技術力で開発されたオリジナル工作機械SHF08 小型ホブ盤と「現代の名工」上田氏

老朽化した工作機械を蘇らせる現代の名工

三和精機株式会社 製造本部

三和精機株式会社ってどんな事業所？

当社は精密切削工具、工作機械、測定機器等のものづくりに関わるあらゆる製品を取り扱っている総合商社です。1982年に守山市に製造拠点として滋賀製作所（現製造本部）を設立しました。同製造本部では、工作機械のオーバーホール（*1）やレトロフィット（*2）、オリジナル製品の開発等を行っています。全国や海外に営業拠点を置く三和精機の強みを生かし、国内外問わずお客様のご要望にお応えできるよう努めています。

- * 1… 老朽化した設備や機器等を部品単位まで分解して点検・清掃・再組み立てを行い、新品同様の状態に戻す作業
- * 2… 既存の設備や機器に、新たな機能を付加したり、最新化したりするなどして性能を高めるための改造を施すこと

三和精機株式会社 製造本部のこだわりは？

当製造本部では、高性能・高精度を保证するための各種設備を備え、長年培ってきた最高の熟練技能を有する人材が日夜最新技術を積極的に取り入れてその技術力を磨き続けています。去年は社員の1人が卓越した技能者（通称「現代の名工」）に選ばれ、厚生労働大臣から表彰いただきました。（詳細は次頁）

長年使用しお客様の思い出が詰まった工作機械等をお預かりするので、その思い出は大事にしつつ、お客様の立場に立って利便性や生産性向上を徹底的に考え、その実現を目指して社員ひとりひとりが熱意をもって対応いたします。



三和精機株式会社 製造本部

所 〒524-0041
 守山市勝部四丁目4-18
 ☎ 077-583-8633
 FAX 077-583-8185
 HP <https://www.sanwa-seiki.co.jp/>



ホームページ



「現代の名工」に選ばれた金属加工機械組立工

上田 知生 (うえだ ともお) 氏



▲卓越技能章(盾)を手にする上田氏

現代の名工って？

「卓越した技能者の表彰」制度(昭和42年創設)は、卓越した技能を持ち、その道で第一人者と目されている技能者を表彰するもので、表彰者は「現代の名工」とも呼ばれています。

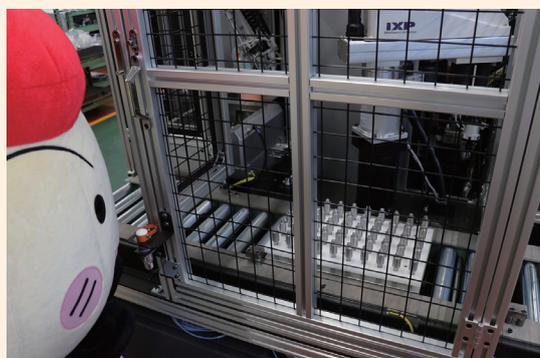


技能功績の概要

老朽化した工作機械のオーバーホール、レトロフィットにあたり、機械ごとの状況を見極め、高精度な設備に復元する卓越した技能を有している。

老朽化した設備の正確な診断と豊富な経験から得られる設備設計上の問題点を設備設計基準の改善という形で情報を的確にフィードバックし、自社の技術力向上に貢献している。

また、技能伝承に向けて、若年技能者へ日常業務や客先での機械調整やトラブル対応などに同行してもらい、業務を共有することでOJTによる育成に尽力している。



▲高精度・高剛性な歯車加工の様子

(厚生労働省「令和6年度 卓越した技能者の表彰 被表彰者名簿」より引用)

会社の人に聞きました。上田さんってどんな人？



長年培って来られた熟練技能や、経験に裏打ちされた勘の鋭さはもちろんのこと、問題が解決するまで徹底的に向き合い考えられる根気強さがすごいなと思います。

営業で回っていても、上田さんは来ないのかと聞かれる等、お客様からの信頼も厚く、引っ張りだこ状態です。



他の社員が2日かけてする作業を効率良く1日で終わらせる等、段取りを組むのが上手。その手腕をぜひ後進に伝えて欲しい。

上田さんから
ひとこと

昔から機械をいじることが好きで、子どもの頃はプラモデル作りに没頭したり、実家にあった農業用機械を整備したりしていました。社会に出て、数回の転職を経て今の仕事に出会いました。好きなことを仕事にできており、何よりもお客様に喜んでいただけて、とても充実しています。

今回の表彰を励みにして、より一層お客様に満足していただけるよう、精進していきたいと思っています。工作機械の老朽化等でお困りの際は、当社にお任せください。



令和7年4月と10月に 育児介護休業法が改正されます！

はじめに

令和7年に育児介護休業法が改正されます。改正は、令和7年4月1日および10月1日の2段階で行われます。直近では令和4年にも4月および10月に大きく改正されていますので、「またか。よく変わるなあ」と、お思いの方が多くかもしれません。

厚生労働省によると、今回の改正趣旨は「男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。」とされています。

それでは今回の改正内容を令和7年4月1日と10月1日に分けて解説します。

「令和7年4月1日改正」

令和7年4月1日改正内容ですが、さらに育児休業と介護休業に分けて改正内容を説明します。

育児休業関係

1 子の看護休暇の見直し

現状、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、病気やけがをした子の世話や予防接種や健康診断を受けさせるために、子の看護休暇(子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日)を取得することができます。

今回、令和7年4月1日からは小学校就学の始期に達するまでを伸ばし、小学校3年生修了まで、子の看護休暇を取得できるようにします。また病気・けが、予防接種・健康診断に加えて、感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式にも取得で

きるようになります。そして現在、労使協定を結んだ場合、週の所定労働日数が2日以下および継続雇用期間6か月未満の者は、子の看護休暇を取得させなくともよいとされていましたが、協定内容から継続雇用期間6か月未満の者は撤廃されます。すなわち、入社してすぐに子の看護休暇が取得できるといえます。また、今回の改正により子の看護休暇の名称が、子の看護等休暇になります。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

現状、3歳未満の子を養育する労働者が請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させないとされていますが、今回、改正により小学校就学前の子を養育する労働者にまで対象範囲が拡大されます。私見ですが、こちらのほうは実務上の影響力はそれほど大きなものではないように思われます。



3 短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加

現状、3歳に満たない子を養育する労働者について希望があれば所定労働時間の短縮措置、具体的には6時間の短時間勤務制度を設けることが求められています。しかし、労使協定を結んだ場合業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を行うことが困難と認められる業務に従事する者] 例えば、国際線のキャビンアテンダントなどは、短時間勤務制度の適用除外者とされています。ただ、短時間勤務制度の適用除外者とされた者には代替措置(始業時刻の変更等)を設けることが求められていますが、その内容にテレワーク制度が追加されました。これも多くの中小企業の方は短時間勤務制度を設けておられるでしょうから実務への影響力は小さいものと思われる。

4 育児のためのテレワーク導入(努力義務)

3歳に満たない子を養育する労働者についてテレワークを選択できる措置を行うことが求められますが、あくまで努力義務とされています。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

現状、従業員数1,000人超の企業は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」を年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表する義務があります。これを4月1日からは、従業員数300人超の企業にも義務付けます。

介護休業関係

1 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

介護休暇とは、要介護状態にある対象家族の介護や世話をを行う労働者に対し年次有給休暇とは別に介護のための休暇(対象家族が1人の場合は1年

間につき5日、対象家族が2人以上の場合は1年間につき10日)を取得することが認められている制度です。

現在、労使協定を結んだ場合、週の所定労働日数が2日以下および継続雇用期間6か月未満の者は、介護休暇を取得させなくともよかったのですが、協定内容から継続雇用期間6か月未満の者は撤廃されます。すなわち入社してすぐに介護休暇が取得できるといえます。ここは、上記に記載した子の看護等休暇および介護休暇に関しては、入社してすぐに取得できるように改正したということです。

2 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の1~4のいずれかの措置を講じることが義務付けられました。いずれかの措置ということは、少なくとも1つは、取り組むことが求められているといえます。

1. 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
2. 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
3. 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等※の利用の事例の収集・提供
4. 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等※の利用促進に関する方針の周知

(※) 介護両立支援制度等

i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

既に、2年前に育児休業において同内容の雇用環境整備が求められていましたので、その介護休業版といえます。

3 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

介護離職防止のための個別の周知・意向確認等は、さらに2つのシチュエーションに分かれます。

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行うことが義務付けられました。

- ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
 - ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例：人事部など)
 - ③ 介護休業給付金に関すること
- 個別周知・意向確認の方法に関しては、1. 面談 2. 書面交付 3. FAX 4. 電子メール等のいずれかです。そして、1. はオンライン面談も可能です。3. および4. は労働者が希望した場合のみ行ってもよい周知方法となります。

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する事項について情報提供することが義務付けられました。個別周知事項や方法は、上記(1)と同様です。

ただ、情報提供期間は、労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間)か、労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間のいずれかと決められています。介護に直面しているわけではないため、あくまで情報提供に過ぎませんから、意向確認までは求められていないといえます。

4 介護のためのテレワーク導入(努力義務)

要介護状態にある対象家族を介護する労働者についてテレワークを選択できる措置を行うことが求められますが、あくまで努力義務とされています。

「令和7年10月1日改正」

令和7年10月1日改正内容です。こちらは、育児休業関連の改正のみです。

1 柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下に記載する5つの「選択して講ずべき措置」の中から、2つ以上の措置を選択して講ずることが義務付けられました。労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。また、事業主が講ずる措置を選択する際、過半数労働組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

<選択して講ずべき措置>

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

そして、3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

1. 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容
2. 対象措置の申出先(例：人事部など)
3. 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度

個別周知・意向確認の方法に関しては、1. 面談 2. 書面交付 3. FAX 4. 電子メール等のいずれかです。そして、1. はオンライン面談も可能です。3. および4. は労働者が希望した場合のみ行ってもよい周知方法となります。

なお、周知時期は、労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)とされています。

2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取することが義務付けられました。

- ① 勤務時間帯(始業および終業の時刻)
- ② 勤務地(就業の場所)
- ③ 両立支援制度等の利用期間
- ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)

個別周知・意向確認の方法に関しては、1. 面談 2. 書面交付 3. FAX 4. 電子メール等のいずれかです。そして、1. はオンライン面談も可能です。3. および4. は労働者が希望した場合のみ行ってもよい周知方法となります。

なお、周知時期は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たときおよび労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日

の翌日まで)です。

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

そして、事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮することが義務付けられました。

具体的な配慮の例ですが

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・業務量の調整
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・労働条件の見直し

などです。

なお、「意向の内容を踏まえた検討を行った結果、何らかの措置を行うか否かは事業主が自社の状況に応じて決定していただければよく、必ず労働者の意向に沿った対応をしなければならないということではありません」とされていることは、付け加えておきます。(令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&Aより一部抜粋)

今回の改正内容は、盛りだくさんですので、早めに育児介護休業規程を変更しておくことをおすすめします。

参考「育児・介護休業法改正のポイント」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>



梶谷社会保険労務士事務所

代表 梶谷博和

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205湖東ビル2階
TEL 077-518-1960

<https://www.office-kojitani.com/>

YouTube「ピンポン社労士の労務トラブル解決チャンネル」▶
を開設し人事労務を分かりやすく解説中。

<https://www.youtube.com/@pingpong-kojitani>





あなたの経営課題 「専門家相談」で解決します！

コロナ禍の影響を受け、その後JR守山駅東口の整備等に基づき昨年8月、同駅西口に施設を移転オープンした一般財団法人守山野洲市民交流プラザ＝通称「ライズヴィル都賀山」。創業44年、移転後事業を縮小し会議や懇親会など多目的に利用できる大小3つの貸会場の運営と、公益事業として長年続けている「市民教養文化講座」や「近江より被災者への想いコンサート」などを催しています。

移転を前に新たに支配人となった柴田一城さん(39)＝右上写真＝は、今後の経営方針をどうしたらいいかと悩んでいたところ、守山商工会議所の「専門家相談(無料)」に行きつきました。詳しいところを、柴田さんと同会議所指導課長の西村達也経営指導員に話を伺いました。

－JR守山駅西口から徒歩2分という好立地ですね

柴田さん「はい。移転については市などと協議を重ね二転三転しましたが、駅前開発など未来の発展が期待できる好立地で、早期に営業が始められることを優先し主に貸会場としてリニューアルしました」

－今回の、守山商工会議所の支援についてお聞かせください

西村経営指導員「柴田さんは移転前からライズヴィル都賀山の最前線で働いておられました。前理事長から支配人を託され初めて経営に携わることになり、大変困っておられました。そこでまずは、中小企業診断士による『専門家相談』につなぎました」

柴田さん「目指すべき数値や経営方針を探る手立てに、中小企業診断士の先生のアドバイスはとてありがたかったです。マーケティングをはじめ、イベント企画に対する相談や、新たな事業の提案まで親身に携わってくださいました」

「また西村さんに県の専門家にもつないでいただき、事業PRの方法としてWEB活用のアドバイスをもらい、自社のHPなどは充実したものになりました」

－専門家相談が大いに役立ちましたね！

柴田さん「はい。駅前にカフェが欲しいとの声が多かったため、施設の会場をカフェとしてくつろいでいた

く空間『つがやまカフェ』(不定期開催)を提供し、喜んでいただいております。次は石川県産の蟹を味わっていただく特別イベント『かに祭り』を3月1日に開催する予定です。また、お得な同窓会プランも用意しております。これらは中小企業診断士の先生に高評価をいただけたので、続ける自信になりました。地域の皆様の交流拠点として是非利用してほしいです。現在、同駅西口ホーム沿いに屋根付きの歩行者通路を整備中です。その通路横の空間でマルシェを企画して駅前の活性化につなげたいです」



▲毎月11日に開催される「近江より被災者への想いコンサート」の様子＝2024年10月11日、常設のピアノが使える移転後の大会場/ライズヴィル都賀山提供

－最後に、柴田さんにとって守山商工会議所はどんなところですか？

柴田さん「普段出会えないさまざまな経営者の方とつながれるところです。私にとって何よりの知恵袋です！」

(聞き手 守山市民新聞・寺田)
制作協力 / 守山市民新聞



ライズヴィル都賀山

住所
守山市梅田町1-27

TEL
077-583-7181(代)

HP

<https://www.tsugayama.or.jp>



HP

【お問い合わせ】守山商工会議所 中小企業相談所 指導課まで
TEL 582-2425 FAX 582-1551

「市民の皆様、憩いの場として是非ご利用ください！」とライズヴィル都賀山の従業員、左から高城一彰さん、柴田一城さん、大嶋寿さん/ライズヴィル都賀山提供

草津税務署からのお知らせ



申告会場は大変な混雑が見込まれますので
ご自宅からの**スマホとマイナンバーカード**を使った
e-Tax申告を是非ご利用ください！

マイナンバーカード×マイナポータル連携で**確定申告書**に**自動入力**



令和6年分の確定申告会場は、**キラリエ草津1階**

【**草津商工会議所多目的ホール**】に開設します。

所在地：草津市大路2丁目1-35

6階から1階へ
変更しました！

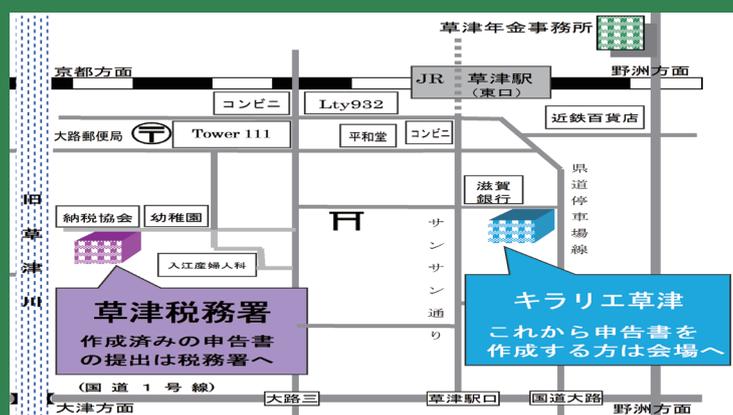
開設期間	令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで * 土・日・祝日は開設しておりません。
相談受付時間	8時30分から16時まで(相談開始9時) * 混雑状況によって早めに終了する場合があります。
申告会場への 入場方法	次のいずれかの方法で発行された 整理券 が必要です。 ① 当日会場で発行する整理券 ② LINEによる事前発行の整理券(画面表示)

国税庁
LINE公式アカウント



作成済の申告書を提出される場合は、税務署への郵送もしくは税務署の窓口でお願いします。

- * 申告会場専用の駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- * 確定申告書の作成の際は、源泉徴収票(給与・年金収入がある場合)など申告書の作成に必要な書類をお持ちください。
なお、前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど利用者識別番号が分かる書類をお持ちの方は、必ずご持参ください。
- * 相続税に関するご相談は、当会場では受け付けておりませんのでご注意ください。
- * 会場に関するお問い合わせは、草津税務署へ(電話 077-562-1315 ⇒ 自動応答「0」)
- * キラリエ草津及び草津商工会議所への、直接のお問い合わせはご遠慮願います。



書面で申告書等を提出される 皆さまへのお知らせ

令和7年1月からの申告書等の控えへの
收受日付印の押なつについて

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。
令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

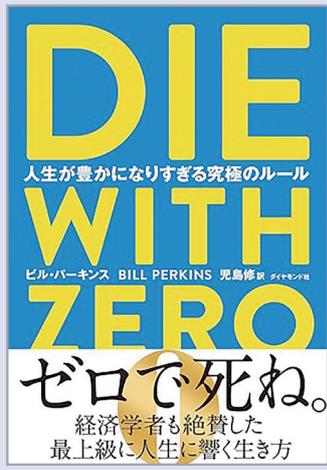
※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

草津税務署の駐車場は、2月3日(月)から3月17日(月)までの期間、ご利用できません。ご不便をおかけしますが、公共交通機関のご利用をお願いします。

お問い合わせ先：草津税務署 TEL077-562-1315(代表)【自動音声案内に従って操作してください。】



**本のがんご堂がオススメ！ビジネススキルアップ本
ビジネスに役立つ書籍を月替わりで紹介！**



書名 DIE WITH ZERO人生が豊かになりすぎる究極のルール

著者名：ビル・パーキンス
ISBN：9784478109687 出版社：ダイヤモンド社
価格：1870円(税込) 判型：四六判・280ページ

内容紹介：
この本はお金の「貯め方」ではなく「使い切り方」に焦点を当てたこれまでにない新しい「お金の教科書」です。
一刻も早く「経験」に金を使う、「収入の〇割貯金する」をやめる、子供には死ぬ「前」に与える、45～60歳には資産を取り崩し始める、などなど
これまでのあなたの人生観をガラリと変える「人生が豊かになりすぎるお金の使い方」について考えてみませんか？



発見はいつもここから
本のがんご堂

上記書籍のお買い求めは、「本のがんご堂」へ！

本のがんご堂 守山店
守山市古高町福田393-19
☎9:00～22:00
TEL 077-582-7560 FAX 077-581-2723

年中無休

本のがんご堂 守山駅前店
守山市勝部一丁目1-21-101
☎10:00～21:00 休 日曜・祝日
TEL 077-584-5460 FAX 077-585-9855

本の森のちいさなカフェ Gankodo
守山市守山五丁目3-17 守山市立図書館内
☎10:00～18:00 休 図書館定休日に準ずる
TEL 077-514-8225

守山商工会議所1階 飲食店 テナント募集中！

当所1階におきまして長らくご愛好いただいたCafé湖庵の閉店に伴い、2025年4月からの1階テナント出店事業所を募集しております。

詳しい条件や要項については当所ホームページに記載しておりますので、出店ご希望の方はご確認の上、商工会議所業務課(077-582-2425)までお問合せください。



詳細はこちらから

守山市金融協議会

- | | |
|-------------|---------|
| 滋賀銀行 | 関西みらい銀行 |
| 滋賀中央信用金庫 | 京都信用金庫 |
| レーク滋賀農業協同組合 | 京都銀行 |